

掛川市規則第8号

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

様式第5号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

様式第6号を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。